

担当課等	(財) 県民ボランティア振興基金 〔事務局：男女参画・県民協働課内〕
担当者	山下 ・ 峰松
電 話	095-822-4729 (直通) 095-824-1111 (代表) 内線 2,314

平成23年6月28日

東日本大震災にかかるボランティア活動の追加支援について

(財) 県民ボランティア振興基金では、東日本被災地のお役に立ちたいという県民の皆様の思いに応えるため、災害ボランティアバス制度を拡充することを決定しましたのでお知らせします。

(内容)

現 行 基金・県・県社協共催による直接施行【ターゲット：個人中心】
基金支援による間接施行【NPO 法人島原ボランティア協議会】

拡 充 上記に加えて、次のメニューを追加・拡充

- ・市町実施への助成【ターゲット：個人中心】
 - ・JC 等各種団体・グループ への幅広い助成【ターゲット：団体・グループ】
- 主な助成条件*運転士付き貸切バスの他、レンタカー・マイカー使用も可。

*原則 10 名(運転士付き貸切バスの場合概ね 20 名)以上での施行。現地活動 3 日(離島発地の場合は 2 日)以上。長崎県民の参加が対象。

*ボランティア活動の原点である自己責任・自己完結の徹底。

*被災地との調整は団体・グループが実施。

*現地からの要請(受入れ承諾)書類の提出。

助成金額

*運転士付き貸切バス 借上げ料 10/10(ガソリン代及びボランティア保険料込み)。助成上限 120 万円。

*レンタカー レンタル料 10/10。ガソリン代は走行距離に応じて定額。ボランティア保険料 10/10。

*マイカー ガソリン代を走行距離に応じて定額。ボランティア保険料 10/10。

なお、当財団では、このほか、「本県への避難者を支援するボランティア活動を行う団体等への支援」も行っていく予定です。

大枠は次のとおりですが、今後細部を詰めた後に、財団ホームページ等で支援内容をお知らせをしていきます。

NPO・ボランティア団体の活動への特別助成枠の設定

避難・移住者を対象としたボランティア活動を計画的に実施するNPOに対して、その活動に要する経費を助成。

専門家等の活動への助成制度の創設

専門家等が、法律、税、その他生活相談等をボランティアで実施する場合に必要な交通費、会場借料等について助成。

(財)県民ボランティア振興基金〔H14.5.1 設立〕とは・・・

ボランティア活動などに携わる皆さんが活動しやすい環境・基盤づくりを行っています。

運営は、雲仙岳災害対策基金からの寄附9億円や長崎県からの出捐金1億円の果実等で行われています。

URL:<http://volu-npo.jp/> ながさきボランぽネット